

# 会報

No. 90

平成 26(2014)年 3 月 15 日  
<http://www.library.pref.kyoto.jp/renkyo/renkyo.html>

京都府図書館等連絡協議会  
事務局  
京都市左京区岡崎成勝寺町 9  
京都府立図書館内  
TEL (075) 762-4655

## <目次>

1 面

・台風 18 号による被災状況と  
その対応

2 面

・台風 18 号による被害状況  
・水濡れ(水損)資料への対処  
方法

3 面

・実務研修会報告  
・第 2 回理事会報告

4 面

・初任者向け図書館業務入門作  
成検討委員会の創設につい  
て  
・臨時研修会を終えて

## 台風十八号による被災状況 とその対応

福知山市立図書館 塩見 英世

福知山市立図書館大江分館は、北  
近畿タンゴ鉄道(KTR)宮福線「大  
江」駅下車徒歩一分のところにある  
福知山市大江町庁舎・大江町総合会  
館の一階に、公民館・町民ホールと  
ともに併設して設置されています。

台風十八号による被害状況は、蔵  
書数の三分の二に当たる約一万冊が  
浸水し、被災していない図書も、お  
風呂場に二日間入れていたような湿  
気を多く含んだ状態でした。

流れ込んだ水のために、閲覧室内  
に散乱した図書、備品類を前にした  
職員の最初の感想は、何から始めた  
らいんだらうでした。

しかし、水に濡れた図書を整理し  
ている中で、職員それぞれが、個人  
情報の確認・保護と保管場所を確保  
するための関係機関との調整、禁帯  
出本・貴重本(郷土資料)の確認と  
被災状況の調査、お客様への臨時休  
館の案内と図書の返却受付場所の設  
置など、自分が気づいたことを始め  
ていました。

これは、日頃の一人一人の職員の  
個人情報保護、本などの資料の取り

扱いやお客様と接している意識、関  
係機関と連携し取り組みを進める体  
制が、緊急時の対応に現れたと思っ  
ています。



水害に遭った場合の対応につい  
て、私なりに感じた要点を紹介させ  
ていただきます。

一 記録写真をこまめにとり、早期  
にメール等で被害状況を関係機  
関に報告し、支援を円滑に得られ  
るようにする。

二 水に濡れた本がセメント状に固  
まってしまったり、カビが発生す  
るため、被害後一〜二日が勝負と  
なる。また、浸水していない図書  
を早期に別の保管場所に移す必  
要がある。

三 泥が四〜五日で乾燥し、土埃が  
ひどくなるので、一週間以内に泥  
出しなど館内の整理を行う。

四 二、三に記載のとおり、時間と  
の勝負のため、被害に遭った最初

の土日に、多くのボランティアの  
方に来ていただき、協力が得られ  
るよう関係機関と調整する。

被災した大江分館に向かうのに、  
通常の三倍程度の時間がかかり、な  
かなか現地向かえない、泥出しの  
道具等が不足して、調達することが  
できないという問題もありました。

職員については、私は床に散乱し  
た泥だらけの本の上を特に何も思わ  
ず歩いていたのですが、職員は、今  
まで大切にしてきた本を足で踏むこ  
とができず、さらには、悲惨な職場  
の光景を見ながらの作業が心理的な  
負担となり、二日目になると気分が  
悪くなり、休養が必要な職員が出ま  
した。

その中で、ボランティアの方など  
に泥で汚れた図書の廃棄などをお世  
話になれたことは、大変助かりまし  
た。



おかげさまで、大江分館は、平成二十六年一月二十一日から、窓口業務の一部とはいえ、本の貸出と返却、予約本の受け渡しなどを大江町総合会館二階で再開しております。元の一階での全面開館の時期は四月になりますが、引き続き皆様のご支援をよりしくお願いいたします。

## 温かい支援 あひがみへにぎわいました。

舞鶴市立西図書館 梅原 義範

舞鶴市において、災害の代名詞のように耳にしてきた「十三号台風」(昭和二十八年)から五十年経過した平成十六年の「台風二十三号」で受けた傷跡が少しずつ癒されかけてきていました。

「天災は、忘れた頃にやってくる。」とは言いますが、あれから十年も経たない昨年九月に日本を襲った「台風十八号」は、本市にも大きな爪痕を再び残しました。

舞鶴市立西図書館加佐分館は、暴れ川である由良川流域に位置する加佐公民館の一室にあります。気象庁から運用後初めてとなる「大雨特別警報」が発表される中、降り続く雨で増水した河川の水は、少し高台にある公民館施設の床上にまで浸水し

ました。

書架の下から二段目までにある蔵書は泥水に浸かり、多くの大切な本や書架が損傷を受けました。床一面に残った泥の中、水に浸かった畳や備品、泥水を含んで重量を増した蔵書。濡れて書架から取り出せない本は、仕方なく棚を壊すなどして館外へ運び出し山積みとなりました。

続いて、運搬車による撤去回収スケジュールなどが決まり、濡れて汚れて重くなった本を紐で束ねたり、回収袋に入れたりする作業は、時間との戦いの感がしました。

建物への浸水、施設・設備の片付けなど復旧作業で肉体的にも精神的にも大変な状況の中、「図書カードは本の戸籍ですから」という図書館職員言葉に奮い立ち、除籍作業が行いやすいように、原簿番号のついた図書カードを濡れた本のブックポケットから、一つ一つ抜き出しました。児童書や紙芝居をはじめ損傷を受けた書籍・蔵書は、全体の三分の一、約二千七百冊にのぼりました。

利用される方にとつては十分な環境とはいえませんが、十月下旬からなんとか開館し、現在、補正予算に沿って蔵書や備品の購入を進めるなど、被災前の状態にまで復旧できるようにと取り組んでいるところで

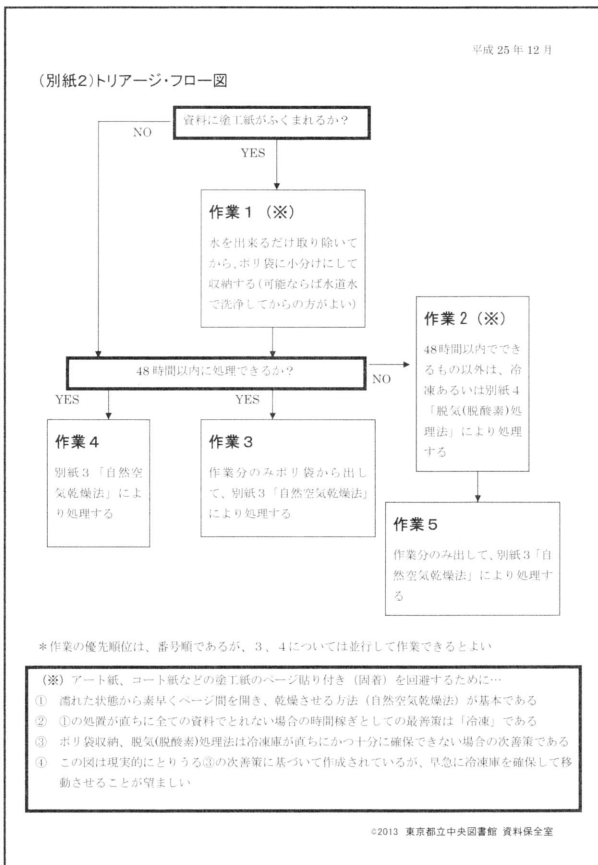
ご承知のように昨年一年の世相を表す漢字に、「輪」という字が選ばれましたが、この度は、多くの方々から温かい励ましやご支援をいただきました。あとになりましたが、この場をお借りしまして心より御礼申し上げます。誠にありがとうございました。今後ともよりしくお願い申し上げます。

## 水濡れ(水損) 資料への対処方法

平成二十五年十一月二十九日に開催の実務研修会(中部研修)「水濡れ(水損) 資料への対処方法」で、当日、配付されましたトリアージ・フロー図(東京都立中央図書館資料保

全室作成)を転載いたします。本に水濡れが発生した場合、まずその資料に塗工紙(アート紙、コート紙など表面に光沢があつてツルツルした紙)が含まれているかどうかで全く対応が異なります。また、四十八時間以内に適切な対応をしないとカビが発生します。

講師の眞野日本図書館協会資料保存委員長から紹介された東京都立図書館のホームページ「都立図書館について」資料収集・保存について「資料保存のページ」災害対策に「資料防炎マニュアル」として、「自然空気乾燥法」、「脱気(脱酸素)処理法」等が掲載されており、詳しくはそちらをご覧ください。



### 中部研修会に参加して

亀岡市立図書館 内藤 千鶴

私の勤めている図書館でも、近年資料が濡れて返ってくる事例が増えています。多くの原因は、やはりペットボトル飲料の普及が影響しているようにも思います。さらに、資料の扱いも雑になってきているようです。

水濡れ資料が少しでもきれいに直せればという思いで参加させていただきました。そんな日々の水濡れ資料だけでも、その対処に困っているのに、災害を受けられた館やその修復にあたられている方々は、本当に大変な思いをされていると、研修に参加させていただいて改めて思いました。

また、館の施設や図書館システムの危機管理マニュアルはありますが、資料の防災マニュアルが必要ということもよくわかりました。

少しの水濡れであれば、今まで資料を開けて立てて置き、乾いた時点でアイロンをかけたリ、重しを置いたりしていました。でも、どぼどぼに濡れた資料に関しては、あきらめてしまっていました。実演でみせていただいた水に浸した資料の修復にはとても感心しました。やはり濡れた資料で一番扱いに困っているのは、

写真集などです。ページの貼りつ

たものは剥がすのに苦労しています。それに対しても、もう一度濡らす(資料を洗浄する)ということも教えていただき、傷んだ資料の修復可能なものの範囲が広がりました。

利用者に資料を気持ちよく借りていただくためにも、それにかかる時間や費用、また、その資料の図書館における必要度を考慮したうえで、丁寧に修復することを心がけていきたいと思えます。

また、利用者の方にも資料を大切に扱っていただけるような働きかけも必要ですね。大きな災害が起きないことを心から願います。

### 北部研修会に参加して

宮津市立図書館 吉田 麻由美

「公共図書館からできる学校図書館支援」の実務研修会が開催され受講しました。

講師の鳥取県立図書館 高橋真太郎氏は、県立高校学校司書をされたのち、県立図書館へ異動、現在支援協力課で市町村担当をされています。

最初に、「公共図書館と学校図書館が連携して、生徒にばら色の人生を提供しよう、公共図書館から学校図書館への支援ではなく協働の関係を」と話され、学校図書館で勤務されて

いた時の経験、その後公共図書館で勤務された時の経験をユーモアを交え話されました。

公共図書館と学校図書館の違い、学校図書館の課題を知って、資料・情報のバックアップ、スキルアップと交流の場の提供、図書館活用の働きかけについて具体的に事例で教えていただきました。

印象に残ったのは、調べ学習等で、学校への貸出資料について、学校まで運搬されているとのこと。学校職員の方は、図書館の開館時間内に出ることが難しいということを知りました。貸出しも、依頼を待つのではなく、こちらから企画を提案する場面もあるとのこと。日々の業務の中で、依頼されれば資料集め等検討し対応させていただいていますが、こちらから提案というのは、できていないことでした。

学校現場を知るために、それぞれの学校教育目標や年間計画を知り、資料の提供を企画すること、学校図書館司書の方と連携を密にすること等工夫されているのを感じました。

公共図書館として学校図書館を含めた利用者に、喜んでいただける図書館となるようどうすれば良いか考える機会になりました。

### 平成二十五年京都府図書館等連絡協議会第二回理事会報告

第二回理事会が、平成二十五年一月二十一日に京都府福知山総合庁舎にて開催されました。

まず始めに、福知山市立図書館長である塩見理事から、台風十八号による被災状況等について報告がありました。(一頁に掲載)

次に、各専門委員会の活動状況、京都図書館大会、第二回子ども読書本のしおりコンテスト応募状況及び巡回展示等の報告の後、相互協力委員会で議論された災害時の協力体制、次年度の京都図書館大会開催方法、研修研究委員会予算の使途について話し合いました。

災害時の協力体制では、各理事から災害発生時の被災図書館等の把握を府立図書館が行ってほしいとの意見が多かったため、再度、相互協力実務担当者会議で話し合うことになりました。

また、実務研修会(中部研修)で紹介のあった被災資料救済セットを自治体等単位に見本として配付することになりました。

第三回理事会は、平成二十六年二月六日に京都府立図書館で開催し、来年度の事業計画等について話し合うこととされました。

## 初任者向け図書館業務入門 作成検討委員会の創設について

第一回研修研究委員会において、委員長である京田辺市立中央図書館・大槻館長から、新規採用職員や短期・アルバイト雇用の職員を対象とした基本的な図書館の知識、心構えを記載した冊子作成への取り組みについて提案がありました。

話し合いの結果、研修研究委員会の小委員会として「初任者向け図書館業務入門作成検討委員会」を立ち上げ、委員については、広く加盟館(室)長から推薦していただくこととなり、左記の八名の方に、平成二十五年十月一日から平成二十七年九月三十日までの二年間委嘱をいたしました。

第一回初任者向け図書館業務入門作成検討委員会は、平成二十五年十一月二十日に京田辺市立中央図書館で開催されました。

まず、冊子作成に至る背景・意義について、委員間で認識を共有することから始めました。

一九七〇～八〇年代に京都府内でも多くの図書館が設置され、職員も大幅に増えました。それから三十～四十年が経ち、建物が古くなるとともに、その頃採用された職員も退職を迎えつつあります。

また、近年は正規職員の採用が減

り、新規採用があつたとしても、十分な伝達を行う余裕がなく、図書館内でも、図書館間でも、専門用語の知識や仕事の位置付け等、共通認識を持つことが難しくなってきたいます。業務を進める上で問題が起こった時でさえ、図書館員同士で相談しにくいという状況も生まれてきています。

このような状況を打破し、基本的な図書館の知識、心構えを得るための冊子を作成しようというのが、委員会を立ち上げた発端であるということを委員間で確認しました。

続いて、初任者向け図書館業務入門の作成方針や作業の進め方について、愛媛県図書館協会で作成された冊子を見本に協議を行いました。各委員からは、図書館の法的な位置付け、行政に関する知識、図書館の歴史や府立図書館・府内の図書館の沿革、関連組織の説明を内容に盛り込んでほしいか等の意見が出されました。

第二回初任者向け図書館業務入門作成検討委員会は、平成二十六年二月二十日に開催され、冊子の構成項目について引き続き検討されました。

○初任者向け図書館業務入門作成検討委員会委員

長谷川 千佳子(京都市東山図書館)、出口 宏子(八幡市立八幡市民図書館)

館)、辻 玲子(京田辺市立中央図書館)、鈴木 浩史(井手町図書館)、山岡 好美(木津川市立中央図書館)、河西 聖子(精華町立図書館)、前原 英子(南丹市立中央図書館)、奥野 吉宏(京都府立図書館)

### 臨時研修会を終えて 京都市石倉図書館 仲田 義明

今、わが国では、社会全体で大きな変革が行われています。そのような中で、図書館だけが変化せず、従来と同じ運営を行っていくというのでは、もう立ち行かないところにまで来ているように見えます。

ここ数年、図書館界においてもいくつかの新しい取り組みが紹介され始めました。それらをひとつのサンプルとして検証し、自分たちの図書館に取り込むべきものがあるか否かを見極めていきましょう。そのため

には、これまでの図書館に対する固定観念から脱却する必要があります。例えば、図書館の利用規程についても一度見直してはどうでしょうか。図書館非利用者の中には、この

利用規程が利用の障害になっているという声も聞きます。現行ルールを否定しているのではありません。それぞれルールが存在するのには必ず理由がありますので、その理由が時代に即しているかどうかを検討することです。利用規程はそんなに簡

単に改定されるものではないし、またそうあつても困りますが、一度真摯に向き合つて職員間で議論することが重要であると思います。そして、その際は、利用者の視点に立つてみてください。

インターネット環境も含め、利用者ニーズも変化していきます。限られた予算の中でこれらのニーズに対応し、変化していくには、明確な優先位がなければなりません。

そして資料の見せ方についても、従来の分類排(配)架を少し変化させただけで、利用数を飛躍的に伸ばした図書館が数多くあります。これも十進分類法を否定しているのではなく、同法は閉架書庫を前提に作られたルールですので、利用者の視点に立つて分かり易く工夫を加えてみたということなのです。

このように図書館利用の障害になつているものを取り除き、今度はホームページなどを通じてその変化したものを知りやすく発信していかなければなりません。

おそろくすべての業務は、完結せずに受け継がれながら変化していくものであると思います。今私たちに必要なことは、公共図書館の社会的役割について、一所懸命に考え続け、その上で出た結論に従つて行動し続けることだと思います。